

# 令和6年度 北区ベビーシッター利用支援事業のご案内 (一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を助成します。

## 1 対象者

北区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育施設の利用、保育認定の有無は問いません）

- ・ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方  
(保護者の仕事や自己実現、学校行事など、幅広い理由で利用することができます。)
- ・ ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  
(ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。)

## 2 対象児童

満6歳に達する年度の末日までのお子さん（0歳児～5歳児クラスのお子さん）



## 3 利用上限

お子さん一人当たり年 **144 時間**まで（多胎児の場合は、お子さん一人当たり年 288 時間まで）

## 4 助成上限および対象利用料

午前7時から午後10時まで：1時間あたり2,500円を上限に助成

午後10時から午前7時まで：1時間あたり3,500円を上限に助成

※原則、お子さん一人に対して1人のベビーシッターになります（共同保育の場合を除く）。

※共同保育の場合を除き、お子さん2人以上に対して1人のベビーシッターで保育する場合補助対象外

※純然たる保育サービス提供対価（税込み）のみが補助対象です。

（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費や付随サービス等は対象外です。）

※クーポンや福利厚生制度等を利用し、保育料の負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料（交通費やオプション料金等の補助対象外経費を先に減額）が助成対象となります。

## 5 利用の流れ

- (1) 東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、事業者と直接利用の契約を行います。
  - ※その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。
  - ※東京都が定める要件を満たさないベビーシッター（個人）が従事した場合は助成対象外です。
- (2) ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払います。
  - ※事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。証明書は補助金を申請する際に必要になります。
- (3) 裏面の必要書類をそろえ、申請書類提出期限までに区に補助金を申請します。

《令和6年度申請及び交付時期》

交付回	利用時期	申請書類提出期限	交付時期
第1回	令和6年4月～6月	令和6年7月12日まで	8月下旬
第2回	令和6年7月～9月	令和6年10月15日まで	11月下旬
第3回	令和6年10月～12月	令和7年1月15日まで	2月下旬
第4回	令和7年1月～3月	<u>令和7年4月15日まで</u>	5月下旬

※申請書の提出期限までに間に合わなかった場合は、次回に交付します。

ただし、前年度分の申請は受付できませんのでご注意ください。

## 6 補助金の申請方法

(1) すべての方が必要な書類

**A** 北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼交付請求書

**B** 利用内訳表（別紙様式）

**C** ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書

※ご利用のベビーシッター事業者に交付の依頼をしてください。

**D** 保育料を支払ったことを証明する書類の写し（領収書等）

※領収書等で「①利用年月日②利用した児童の氏名③利用時間④利用料の内訳（純然たるサービス提供対価とそれ以外の料金）」が確認出来ない場合には、別途、①～④が分かる書類をご提出ください。

(2) 該当者のみが必要な書類

**E** クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し

※ **A** ～ **B** の書類は、北区公式ホームページからダウンロードすることができます。  
二次元コードを読み取り、該当ページをご確認ください。



## 7 よくある質問 (Q&A)

「北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） よくある質問 (Q&A)」を参照ください。

【問い合わせ及び申請先】

北区 子ども未来部 保育課 私立保育園係（第1庁舎2階2番）

住所：〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22 電話：03-3908-1333